

監理責任者の就任承諾書及び誓約書

次に記載する申請者の事業所における監理責任者に就任することを承諾するとともに、監理責任者が下記に掲げる任務を担うものであることを理解した上で、下記に掲げる事項について誓約します。

| | |
|------------------|--|
| 申請者(監理団体)の氏名又は名称 | |
| 事業所の名称及び所在地 | |

記

【任務】

- 1 以下に関する事項を統括管理すること。
 - (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
 - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
 - (3) 団体監理型技能実習生の保護
 - (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
 - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
 - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

【誓約事項】

- 1 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。
- 2 技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生、実習実施者又は外国の送出機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。
- 3 実習監理を行う団体監理型実習実施者又はその役職員を兼務するなど規則第53条第3項各号に掲げる者に該当するときは、当該団体監理型実習実施者に対する実習監理には関与しません。
- 4 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第40条第2項に定められている欠格事由に該当する者ではありません。今後該当するに至ったときは、直ちに上記申請者に申告するとともに、監理責任者の地位を退きます。
- 5 監理責任者となり得ない者に代わって監理責任者に就任するものではなく、他の者に名義を貸与することはありません。
- 6 監理責任者として職務を全うする上で支障がない健康状態です。今後健康上の支障が生じた場合には、直ちに申請者に申告するとともに、監理責任者の地位を退きます。

年 月 日 作成

監理責任者の氏名

